

大阪市長

横山 英幸 様

大腎協第 25-06-001 号
2025 年 9 月 2 日

特定非営利活動法人大阪腎臓病患者協議会
会長 大西 隆夫
法人協議会 眞人

事務局
大阪市淀川区西中島 6-2-3
サザンビル 7 新大阪 617 号
電話番号：06-6885-8030

透析患者の医療と暮らしに関わる要望書

私たち特定非営利活動法人大阪腎臓病患者協議会は大阪府内に在住の透析患者を中心として活動をしている患者団体です。大阪府内の透析患者は2023年12月31日現在で23,559人に上ります(日本透析医学会調査)。全国的に見ても362人に1人が透析患者という状況のなか、高齢化も進み生活に困難を感じる者が多数おります。

以上の状況を踏まえ、別紙の通り要望いたします。

(別紙)

要 望 事 項

1. 障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。

私たち透析患者は週3回、月12回から13回の透析を受けなければなりません。加えて、薬局での処方薬の受け取りは月2～4回ほどの頻度になり、患者によっては月に8000円以上の負担となります。これは1医療機関利用の場合です。透析患者の7割ほどは透析専門のクリニックへ通院しており、合併症や重複障害に苦しむ患者も数多く、複数の医療機関を利用することになります。月額上限を3000円とする償還は行われますが、立替金が償還されるまでの間、家計は大きく圧迫されます。入院をすると立替金の負担に給食代や居住費が加わり、負担は更に増大します。私たちのこうした状況をご理解いただき、患者の負担がこれ以上増えることのないよう、「重度障がい者医療費助成制度」の継続を強く要望いたします。

2. 通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。

慢性腎不全に至った患者の命を繋ぐ透析医療は進歩を続けていますが、一方で長期透析患者や高齢の患者、また糖尿病性腎症からの透析導入患者が著しく増加しています。それに伴い、透析合併症や重複障害により要介護となる透析患者が増大しています。透析治療のための通院に支障がないよう通院支援に取り組んでください。

重複障害などにより通院困難な透析患者が利用できる入院・入所施設は現在ほとんどありません。行政としても対策と整備に取り組んでください。

以上のとおり要望いたします。

2025年 9月2日
特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会